

平成29年 3月24日 (金)

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局	<p>定刻になりましたので 平成29年 第3回 国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 本日は、委員総数15名全員の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋国会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(議長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。11番 河野委員、12番 大塚委員を指名しますのでよろしくお願いします。</p> <p>それでは、さっそく議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号14号 土地の所在は、 [redacted] [redacted]です。 渡人は、[redacted]さん、 受人は、[redacted]さんです。申請事由は、渡人は、 相続したが[redacted]管理できないので、[redacted]譲り渡す。受人は、 [redacted]が農地を管理出来ないので譲り受ける。贈与による所有権移転です。</p> <p>次に、申請番号15号 申請地は、 [redacted] [redacted]です。渡人は、[redacted] [redacted]さんです。受人は、[redacted]さんです。 申請事由は、渡人は、[redacted]管理できないので処分する。受人は、 経営規模の拡大。 売買による所有権移転です。</p> <p>次に、申請番号16号 申請地は、 [redacted] [redacted] [redacted]です。 渡人は、[redacted] [redacted]さんです。 受人は、[redacted]さんです。 申請事由は、渡人は、[redacted]管理が出来ないので農地を</p>

贈与する。受人は、経営規模の拡大です。[redacted] 贈与による所有権移転です。

続いて、申請番号17号 申請地は、[redacted]

[redacted]
[redacted] です。渡人は、[redacted] さん。受人は、[redacted] さん。申請事由は、[redacted] 管理出来ないので処分する。受人は、経営規模の拡大。売買による所有権移転です。

次に、申請番号18号 申請地は、[redacted]

[redacted]
[redacted]
[redacted] です。渡人は、[redacted] さんです。受人は、[redacted] さんです。申請事由は、渡人は、[redacted] 農地を [redacted] 譲る。受人は、[redacted] 譲り受ける。[redacted] 贈与による所有権移転です。

次に、申請番号19号 申請地は、[redacted]

[redacted] です。
渡人は、[redacted] さんと [redacted] さんです。受人は、[redacted] さんです。申請事由は、[redacted] さんは、[redacted] 農地を処分する。同じく [redacted] さんは、[redacted] 農地を処分する。受人は、[redacted] 農地を取得する。売買による所有権移転です。

次に、申請番号20号 申請地は、[redacted]

[redacted] です。渡人は、[redacted] さん 受人は、[redacted] さんです。申請事由は、渡人は [redacted] 管理出来ないので処分する。受人は、[redacted] 譲り受けるということです。[redacted] 贈与による所有権移転です。

次に、申請番号21号 申請地は、[redacted]

[redacted]
[redacted] です。渡人は、[redacted] さんです。受人は、[redacted] さんです。申請事由は、渡人は、[redacted] 管理出来ないので処分する。受人は、経営規模

	<p>の拡大とのことです。売買による所有権移転です。以上です。</p>
議 長	<p>それでは農地法第3条の規定による許可申請について申請番号14号から21号について事務局から説明がありました。質問ご意見等ございませんか。</p>
岐部委員	<p>申請番号16番について、受人の事由が経営規模の拡大とあるが、年齢■■■歳ではどうなのか。</p>
事 務 局	<p>同世帯に■■■■息子さん居り手伝っているとのことです。</p>
議 長	<p>その他ご意見等ありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは議案12第号申請番号14から21号について一括承認される委員の挙手を求めます。</p> <p>(全 員 挙 手)</p>
議 長	<p>議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案通り承認されました。</p>
議 長	<p>次に、議案第13号 農用地利用集積計画について事務局より説明願います。</p>
事 務 局	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画に基づき承認を求めます。</p> <p>利用権設定で総数は204筆、236,688㎡です。内訳は、田が202筆 235,266㎡、畑が2筆 1,422㎡です。内 農地中間管理事業分は、田が70筆84,025㎡です。</p> <p>内訳の、設定内容別、地区別、個別については、設定内容別をご覧いただきたいと思います。</p> <p>それでは、議案第13号について、ご意見質問等ございませんか。</p> <p>(意見質疑なし)</p>

議 長	<p>それでは、承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全 員 挙 手)</p> <p>議案第13号は、承認されました。</p>
議 長	<p>次に、議案第14号 農用地利用配分計画について(農地中間管理事業分)について、事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>農用地利用配分計画について(農地中間管理事業分)について農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、農地利用配分計画案について意見を求められたので審議するものです。配分計画総数は、田が70筆84,025㎡です 借受者は、配分計画のとおりです。</p>
議 長	<p>それでは、議案第14号農用地利用配分計画について(農地中間管理事業分)について、ご意見質問等ございませんか。</p> <p>(意見質疑なし)</p>
議 長	<p>それでは、承認くださる方の挙手をお願いします。</p>
	<p>(全 員 挙 手)</p>
議 長	<p>議案第14号は、承認されました。</p>
議 長	<p>続いて、議案第15号 農地法の規定による非農地証明書の交付について事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第15号 農地法の規定による非農地証明書の交付について 次のとおり、証明願が出されましたので審議を求めるものです。</p> <p>それでは、申請番号13号について説明します。申請地は、 XXXXXXXXXXです。申請人は、 XXXXXXXXXXさんです。申請事由は、XXXXXXXXXX住宅を増築した際に、建物の一部が農地に建設された。残地についても30年以上農地として使用していないため、今回非農地証明を申請するものです。この土地は、農振農用地地外農地です。既に建築をしているので、始末書添えて申請しています。</p>

	<p>なお、位置図、位置写真、非農地証明願ひ等は別添資料をご覧ください。</p> <p>次に、申請番号14号 申請地は [REDACTED] [REDACTED] です。申請人は、 [REDACTED] さんです。</p> <p>申請事由は、雑木が生えており森林化しているために、今回非農地証明を申請するものです。この土地は農振農用地内農地です。なお、位置図、位置写真、非農地証明願ひ等は別添資料をご覧ください。</p> <p>次に、申請番号15号、申請地は [REDACTED] [REDACTED] です。申請人は、 [REDACTED] さんです。</p> <p>申請事由は、 [REDACTED] 急傾斜地崩壊対策工事に農地の一部の寄付を行った残地であり、里道の法面となっており農地としての利用は困難なため、非農地証明を申請するものです。この土地は、農振農用地地外農地です。</p> <p>なお、位置図、位置写真、非農地証明願ひ等は別添資料をご覧ください。</p>
議 長	<p>議案第15号非農地証明の申請についての、申請番号13から15号について、ご意見等ございませんか。</p> <p>(意見質疑なし)</p>
議 長	<p>それでは、承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議 長	<p>議案第15号は承認されました。</p>
議 長	<p>続いて、議案第16号 農地利用状況調査による非農地の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第16号 農地利用状況調査による非農地の決定についてご説明いたします。一部訂正がありますので、併せてご説明いたします。 [REDACTED]</p> <p>[REDACTED] につきましては、本人の申し出により削除させていただきます。それに伴い、21ページの非農地対象農地の内訳のうち、国見地区の畑が732筆、640, 358㎡となり、地区小計も862筆の689, 291㎡となります。合計についても、2, 642筆の2, 482, 828㎡とな</p>

	<p>ります。明細につきましては、一覧をご覧ください。なお、今回非農地とする土地につきましては、中山間直接支払交付金や多面的機能交付金の対象となる農地ではありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>農用地利用状況調査による非農地の決定について、なにかご質問はございませんか。</p>
	<p>(意見質疑なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議案第16号農用地利用状況調査による非農地の決定について、承認くださる方の挙手をお願いします。</p>
	<p>(全 員 挙 手)</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第16号は承認されました。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で議案の審議は終わりました。本日の議事は、これですべて終了します。</p>
	<p>議 長</p>
	<p>議事録署名委員</p>
	<p>議事録署名委員</p>